

※新型コロナウイルス感染症の状況により、イベントが中止・延期・変更になる場合があります。

## 相談

### 育児離乳食相談

「離乳食って、何から食べさせればいいの?」、「なかなか食べてくれない」そんな育児の悩みに管理栄養士が答えします。

日 3月9日(火)午後1時30分  
から(受付時間/午後1時30分~2時)

場 保健センター

内容 育児相談、身体測定、離乳食講座

対 乳幼児とその保護者

定 10人(先着順)

講師 管理栄養士、保健師

料 無料

持 母子手帳・バスタオル・

保護者はマスクの着用をお願いします。

問 保健センター

☎ 294-5511

### もの忘れ相談会

「一人で悩まず相談しよう」「探し物が多くなった」、「同じことを繰り返している」、「最近怒りっぽくなった」など悩みや不安を抱えています。

か? もの忘れ相談会は個別で専門スタッフがお話を伺います。予約制になりますので、興味がある人はご相談ください。

日 2月18日(木)

時間 午前10時~正午

場 中央公民館

内容 もの忘れや認知症に関する相談など

対 町内在住で、もの忘れや認知症について不安がある人や家族

申 2月17日(水)までにお申し込みください。(電話可)。

問 役場高齢者支援課高齢者福祉係 ☎ 127・128

### 遺言・相続無料電話相談会

「遺言・相続の疑問に

お答えします」

日 2月20日(土)

時間 午前10時~午後4時

電話番号 048-872-8055

※予約不要。当日のみ通話可能です。

料 無料

※通話料は相談者の負担です。

問 埼玉司法書士会事務局

☎ 048-863-7861

### 障害年金講演会・相談会を開催します

日 2月21日(日)

講演会

時間 午後1時30分~2時30分

対 障害者(身体・精神)およびそのご家族、障害に関心のある人

申 不要です。直接会場にお越しください。

■相談会  
時間 午後2時40分~4時

申 電話またはファクスでお申し込みください。

※当日申込みも可能です。ただし事前申込者を優先します。

【共通事項】  
場 日高アリーナ会議室1 (日高市南平沢1010)

講師・相談員 社会保険労務士(年金サポート会会員)

料 無料

問 社会保険労務士年金サポート会

☎ 04-2949-1507

FAX 04-2947-4015

### 財務省関東財務局へご相談を!

関東財務局では、金融取引や多重債務に関するトラブルについて、地域の皆さんからの相談を無料で受け付けています。一人で悩まずに、まずはご相談ください。

詐欺的な投資勧誘に関する相談

☎ 048-613-3952

電子マネー詐欺相談(架空請求等)

☎ 048-600-1152

多重債務相談(借金返済の悩み相談)

☎ 048-600-1113

新型コロナウイルスに関する金融相談

ダイヤル

☎ 048-615-1779

「寄附ありがとうございます」  
「ご支援ありがとうございます」

町政一般への活用のため  
・武蔵野瓦斯株式会社様

10万円



## 町の無料相談

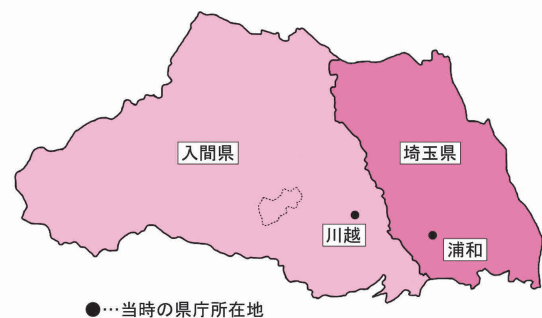
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となる可能性があります。

相談種類	日にち	時間	相談場所	申込み・問合せ	
法律相談	弁護士	2/9(火)、2/22(月) 3/9(火)、3/22(月)	13:30~16:00	役場会議室 (当面的間、電話にて実施)	役場総務課 ☎④313 (要予約)
	行政書士	2/17(水)、3/17(水)	10:00~15:00	役場会議室	役場総務課 ☎④313
人権・行政相談	2/12(金)、3/11(木)	13:30~16:00	役場会議室	役場総務課 ☎④313 (要予約)	
成人健康相談	3/8(月)	9:00~12:00	保健センター	保健センター ☎294-5511	
	2/2(火)	9:30~11:30	役場1階町民ホール		
電話健康相談	平日	9:00~17:00	保健センター ☎294-5511		
育児ほっと相談室	2/1(月)、3/1(月)	10:00~11:45	保健センター ☎294-5511		
もの忘れ相談会	毎月第3木曜日	10:00~12:00	中央公民館	地域包括支援センター ☎295-2112④126	
子育て相談 なんでも話してみよう	2/12(金)、3/12(金)	10:00~11:00	役場相談室	子育て支援センター ☎294-4820 (役場相談要予約)	
	2/26(金)、3/26(金)		子育て支援センター		
教育相談	平日	10:00~16:30	教育センター ☎295-2525 (電話相談可)		
心配ごと相談	毎月第2・4水曜日	10:00~12:00	社会福祉協議会 (ウィズもろやま内) ☎295-3111		
消費生活相談	毎週火曜日	10:00~15:00	役場相談室	役場産業振興課 ☎④214	
生活困窮者自立相談 ※生活保護受給者以外	平日	8:30~17:00	アスポート相談支援センター埼玉西部毛呂山出張所 (ウィズもろやま内) ☎080-2274-1445		

今から150年前の明治4年(1871)、明治政府により大きな行政改革が行われました。各地方領主による独自の自治を行っていた「藩」を廃止し、明治政府が定める統一的な制度のもと、地方自治を行う「府」や「県」を置く「廃藩置県」です。この制度は、江戸時代に様々な領主のもとに管理されていた村々が、埼玉県という大きな行政区域にまとめられていく大きな改革でした。

明治時代以前、現在の毛呂山町域には22の村があり、それぞれ江戸幕府が直接管理する「天領」と幕臣である旗本が管理を行う「知行地」、そして遠方の藩が幕府から所領として与えられて管理するようになった藩領地の「飛地」に分かれていました。

江戸時代後期には、毛呂山の村々は旗本の知行地と各藩の飛地のみとなりましたが、天領や知行地、藩の飛地が混在する状況は、全国に至るところに存在しました。そのため、明治元年から進められた明治政府の行政改革は、天領と旗本の知行地を「県」にまとめることから始まりました。



明治4年11月に成立した入間県(左)と埼玉県(右)

毛呂山の村々では、久留里藩(現在の千葉県君津市)の飛地だった葛貫村と古河藩(現在の茨城県古河市)が管理していた市場村を除く20村は、武蔵知事という武蔵国を管轄する地方長官のもとで管理された後に、明治2年に成立した「品川県」に編成されることになりました。そして、明治4年7月の「廃藩置県」により古河藩、久留里藩が廃止された事にとともに、市場村、葛貫村を含む22村は、11月に新設された「入間県」に編入されることになり、毛呂山の村々が初めて同じ行政区にまとめられることになりました。

入間県は、2年後の明治6年に群馬県との合併で「熊谷県」となり消滅しましたが、毛呂山の村々が一行政区にまとまった「廃藩置県」という行政改革は、近代化を進め政府の政策を地方へ浸透させようとした明治時代を表す象徴的な出来事でした。